

財産区有財産借受者 公募要項

【博多区吉塚一丁目 6 3 1 番 1 3 外 1 筆】

令和 7 年 4 月
福岡市財政局
財産有効活用部
財産管理課

目次

1 公募の目的	2 ページ
2 スケジュール	2 ページ
3 参加資格要件	2 ページ
4 対象物件等	3 ページ
5 応募（契約）の主な条件等	3 ページ
6 申込等	
(1) 応募手続き等	7 ページ
(2) 借受候補者の選定	10 ページ
7 契約締結等	
(1) 契約の締結	11 ページ
(2) 代金の納付	11 ページ
(3) 貸付物件の引渡しと返還	12 ページ
8 留意事項等	
(1) 申込の取り消し	12 ページ
(2) その他	12 ページ
(3) 問い合わせ先	12 ページ

< 様 式 >

- 様式 1 応募申込書兼誓約書
- 様式 2 連絡先届
- 様式 3 委任状
- 様式 4 役員名簿
- 様式 5 財務諸表（個人用）
- 様式 6 質疑書
- 様式 7 辞退届

< 別 紙 >

土地賃貸借契約書（参考例）

< 物件調書 >

博多区吉塚一丁目 6 3 1 番 1 3 外 1 筆

< 参考図面等 >

全部事項証明書、字図、現況写真

1 公募の目的

本公募は、財産区有財産（土地）の有効活用を図るため、競争入札方式（期間入札）により借り受ける事業者等の募集を行うものです。

2 スケジュール

スケジュールについては次の表のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更する場合があります。

項 目	日 程
公募要項の配布	令和7年4月28日（月）～令和7年5月23日（金）
質問の受付	令和7年4月28日（月）～令和7年5月16日（金） ※回答は随時、福岡市ホームページに掲載
応募書類の提出 （応募期間）	令和7年5月13日（火）～令和7年5月23日（金） ※ただし、窓口での受付の場合は土・日・祝日は除き、受付時間は、午前9時30分～正午、午後1時～午後5時とします。
借受候補者等の決定	令和7年6月中旬に通知します。 ※借受候補者の決定がくじによることになった場合は、くじの実施日等を通知します。
賃貸借契約の締結	契約の日程や条件等については、借受候補者と財産区で協議の上、決定します。ただし、賃貸借契約は、借受候補者の決定の日から3か月以内に締結するものとします。 ※令和7年6月下旬の締結を予定しています。

3 参加資格要件

- （1）地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- （2）この公募の公示日から借受候補者決定の日までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
- （3）この公募の公示日から借受候補者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- （4）福岡市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明書。
- （5）居住地（または事業所の所在地。以下同じ。）が福岡市外の方は、（4）に加えて、居住地の市町村税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明書。
- （6）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （7）会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加

資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び福岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと又はそれらの団体に属する者でないこと。

(9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者でないこと。

※ なお、借受候補者に決定された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は財産区に提出した書類に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

※ 応募者が企業等連合体である場合は、構成事業者すべてが参加資格要件を満たす必要があります。また、この場合、構成事業者の中から選任された代表事業者が、応募及び事業の諸手続きを行うものとします。

4 対象物件等

対象物件は以下のとおりです。なお、物件の詳細については、＜物件調書＞をご参照ください。

所在地 (地番表示)	貸付期間	貸付面積 (公募面積)	最低貸付料 (年額)
博多区吉塚一丁目 6 3 1 番 1 3 外 1 筆	概ね 10 年 (令和 17 年 6 月末まで)	64.22 m ²	288,604 円

※ 対象物件(別紙参照)を一括して貸し付けるものであり、部分的な貸付は行いません。

5 応募（契約）の主な条件等

(1) 賃貸借契約

借受者は、福岡市大字堅粕財産区と財産区有財産（土地）の貸付に係る契約を締結していただきます。

なお、当該契約に基づく借地権は、借地借家法第25条に規定する一時使用目的の借地権となります。

(2) 貸付期間

貸付期間は、概ね10年（令和17年6月末まで）とします。

また、貸付期間には、借受者による施工期間及び期間満了に伴う原状回復期間を含むものとし、原則として、借受者は貸付期間が満了する日の前日までに事業を終了し、満了日に貸付物件を明け渡さなければならないものとします。

(3) 貸付物件の用途

貸付物件の利用は、平面利用の月極駐車場を主たる用途とします（建築物の建設は

できません。）。

また、本公募の対象物件は、財産区が所有する財産であるため、活用にあたっては、騒音、交通渋滞対策や、街並みづくりへの寄与など、周辺地域への配慮を行う必要があります、その内容を応募時に明示するものとします。

なお、貸付物件を指定用途に供するために要する費用は、全て借受者の負担となります。

(4) 貸付料

① 最低貸付料（年額）は、「4 対象物件等」に定める額とします。応募者には、この最低貸付料（年額）以上の借受希望価格を申込時に提案していただきます。（借受候補者の選定については、後記「6 申込等（2）借受候補者の選定」をご参照下さい。）

② 貸付料の額が、土地価格の変動その他の事情により不相当となったときは、将来に向かって貸付料を改定することができることとします。

③ 本契約に係る土地の賃貸借は消費税の課税の対象となりません（非課税取引）。

(5) 貸付料の遅延利息

借受者は、定められた納付期限までに貸付料を納付しないときは、当該納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納額が 2,000 円以上であるときは当該金額に年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延利息として、財産区の発行する納入通知書により納付しなければなりません。

(6) 契約保証金

借受者は、本件契約締結後、財産区が指定する日までに、債務履行のために、貸付料（年額）に相当する額の契約保証金を、財産区の発行する納入通知書により納付しなければなりません。なお、契約保証金は、違約金が発生した場合は、当該違約金に充当することとします。

(7) 貸付物件の引渡し

貸付物件は、貸付期間の初日に、現状有姿で借受者に引き渡すものとします。

(8) 契約不適合責任

借受人は、貸付物件が契約の内容に適合することを容認し、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、貸付人に対し物件の修補、損害賠償等の請求又は契約の解除をすることができません。

ただし、借受人が個人（事業として又は事業のために本契約の当事者となる場合におけるものを除く。）である場合には、貸付物件に契約の内容に適合しないことを発見したときに、その事実を知ったときから 1 年以内に限り、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができます。

(9) 禁止事項

借受者は次に掲げる行為をしてはなりません。

① 貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。

② 貸付物件に建築物を建設すること。

③ 貸付物件を毀損、汚損等により原状回復が困難となるような使用をすること。

- ④ 貸付物件にごみ、その他汚物を廃棄すること。
- ⑤ 貸付物件を政治的又は宗教的な用途に供すること。
- ⑥ 貸付物件を公序良俗に反する行為又は風紀を乱すと認められる用途に供すること。
- ⑦ 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業（以下「風俗営業等」という。）の敷地の用途に供すること又は貸付物件において第三者に風俗営業等をさせること。
- ⑧ 景観又は風致を害する用途に供すること。
- ⑨ 貸付物件において騒音、振動、電波、臭気等その他周辺住民に迷惑を及ぶ恐れのある行為を行うこと。
- ⑩ 貸付物件付近の交通に支障をきたし、又は通行人等に危害が及ぶ恐れのある行為を行うこと。
- ⑪ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又はこれに他の権利を設定すること。

(10) 滅失又は毀損の報告

借受者は、貸付期間中において、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに財産区にその状況を報告しなければなりません。また、借受者の責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、借受者の責任において原状回復をしなければなりません。

(11) 保全義務等

借受者は、貸付期間中において、貸付物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

(12) 実地調査等

財産区は、貸付料の保全上必要があると認めるときや、指定用途に関する履行状況を確認する必要があると認めるときは、借受者に対し、その事業もしくは資産、経営状況に関して、帳簿、書類その他を調査し、又は参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることがあります。また、借受者は、財産区から調査又は請求があったときは、直ちに財産区に対して報告又は資料の提出等をしなければなりません。

(13) 違約金

借受者は、前記（9）及び（12）の定めに従ったときは、貸付料（年額）の12分の3に相当する額を財産区に支払わなければなりません。

(14) 契約の解除

- ① 財産区は、以下のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができるものとします。
 - ア 借受者が納付期限後3か月以上経過しても貸付料の支払いを怠ったとき。
 - イ 借受者が前記（9）に定める禁止事項に違反したとき。
 - ウ 借受者が契約に定める義務を履行しないとき。
 - エ 借受者の提出書類に関して、虚偽があったとき。
 - オ 借受者が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他破産法制上の手続について、申立てをしたとき又は第三者（借受者の取締役を含む。）によってそ

の申立てがなされたとき。

カ 借受者の発行する手形若しくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払い不能の状態に陥ったとき。

② 前記①のアからカの規定による財産区の解除権を行使したときは、次に定めるとおり取り扱うものとします。

ア 借受者は、納付した契約保証金の額を超えて財産区に損害があるときは、その損害を賠償しなければなりません。

イ 借受者は、財産区の解除権の行使に伴い発生した損失について、財産区にその補償を請求することはできません。

(15) 暴力団等の関与に対する財産区の解除権

財産区は、借受者が福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、本件契約を解除することができます。この場合において、解除権の行使により借受者に損害があっても、財産区はその損害の賠償の責を負いません。

(16) 貸付物件の返還

借受者は、貸付物件を自らの費用で原状回復の上、貸付期間の満了日までに財産区に返還しなければなりません。

(17) 損害賠償

借受者は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合や、本件契約に定める義務を履行しないため財産区に損害を与えた場合については、財産区に損害を賠償しなければなりません。（ただし、(10)の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。）

(18) 第三者への賠償

借受者は、借受者が貸付物件に設置した工作物等により、第三者が損害を被ったときには、一切の責任を負担するものとし、すべて借受者において処理を行い、財産区に何ら負担も生じさせないものとします。

(19) 費用負担等

借受者は、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを財産区に請求することはできません。また、貸付契約の締結に要する費用は、借受者の負担とします。

(20) 住所等の変更の届出

借受者は、借受者の所在地（又は住所）、商号又は名称、連絡先電話番号等に変更があったときは、書面（様式2）により速やかに財産区に対して届け出なければなりません。

(21) 構成事業者の変更の届出

借受者が企業等連合体である場合、構成事業者に変更が生じるときは、代表事業者は、変更後の事業分担計画を添付のうえ、書面（任意様式）により速やかに財産区に対して承認を求めなければなりません。なお、その場合、財産区は変更後の構成事業者が「3

参加資格要件」を満たす者であるか確認するため、必要な書類を代表事業者へ求めることとし、同要件を満たさない場合には、変更を認めない場合があります。

6 申込等

(1) 応募手続き等

① 公募要項の配布

配布期間	令和7年4月28日（月）～令和7年5月23日（金）
配布方法	福岡市役所のホームページからダウンロードして下さい。 ※市役所窓口での配布は行いません。
福岡市 ホームページ	https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html 福岡市ホームページ＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞各所管課が公募する競争入札、提案協議等

② 応募書類の提出

応募書類	下記書類について各1部 ご提出ください。なお、エ〜クについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。 また、応募者が企業等連合体の場合、事業分担計画（構成事業者の役割分担を記載）を追加するほか、エ〜ケの書類は構成事業者すべてについて提出してください。 ア 応募申込書兼誓約書（様式1）及び連絡先届（様式2） 騒音、交通渋滞対策や、街並みづくりへの寄与など、周辺地域への配慮に関する事項を明記又は図面等で明示して下さい。 イ 利用予定図面、設置予定工作物等の配置図面、着色した詳細図（任意様式） 対象物件において、不特定多数の者及び車両の出入りが伴う土地利用を行う場合や工作物等の設置をする場合、その他財産区が必要と認める場合においては、土地利用の計画について、任意の様式により図示して下さい。 ウ 委任状（様式3） 本公募の案件に係る財産区との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、委任状を作成して提出して下さい。 エ 登記事項証明書（応募者が法人の場合） 法務局発行の現在事項全部証明書（又は履歴事項全部証明書）を提出してください。 オ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（応募者が個人の場合） （1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によって
------	---

	は「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出してください。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するもの。 (2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出してください。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するもの。 (3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要。 カ 福岡市税を滞納していないことの証明書 福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出してください。 キ 居住地(または事業所の所在地。以下同じ。)の市町村税を滞納していないことの証明書 居住地が福岡市外の方は、カに加えて、居住地の「市町村税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出してください。 ク 消費税及び地方消費税納税証明書 (1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出してください。 (2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択してください(「その3の2」「その3の3」でも可)。 ケ 印鑑証明書 コ 役員名簿(様式4) (1) 代表者及び役員(ウの委任状を提出する場合は代理人を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日を記入して提出してください。 (2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。 (3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事を言います(監査役、監事、事務局長は含まない)。 サ 直近の決算2年分の財務諸表の写し (1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出してください。 (2) 個人事業者の場合は、(様式5)をもとに作成のうえ提出してください。
--	--

	シ 返信用封筒 選考結果を通知するために使用します。(定形封筒(長形3号)。簡易書留による郵送のため、460円分の切手を貼付のうえ、返信先記載のこと。)
提出期間	令和7年5月13日(火)～令和7年5月23日(金) ※ただし、窓口での受付の場合は土・日・祝日は除き、受付時間は、午前9時30分～正午、午後1時～午後5時とします。
提出先	福岡市中央区天神1-8-1 福岡市 財政局 財産有効活用部 財産管理課(10階)
提出方法	応募書類は、上記提出先に直接持参または電子メール(nyusatsu.FB@city.fukuoka.lg.jp)によりご提出ください。電子メールで送信する際のタイトルは「財産区有財産(博多区吉塚一丁目631番13外1筆)貸付公募への応募」と明記してください。また、送信後、電話にて受領の確認を行ってください。 郵送及びファックスによる受付は行いません。
備考	ア 応募者は、応募書類の提出をもって本公募要項の内容を承諾したものとみなします。 イ 応募書類の差替え等は、提出期間内に限り行うことができません。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできません。 ウ 上記応募書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。 エ 提出された書類は、借受候補者の選定を行うために必要な範囲において、複製することがあります。 オ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、提出された書類は、原本1部を保存用とし、その他の写し等については、財産区の責任により処分いたします。 カ 提出された書類は、今回の公募以外には使用しません。 キ 応募書類の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とします。

③ 質疑の受付及び回答

本公募に係る質疑については、以下のとおり受け付け、回答します。

受付期間	令和7年4月28日(月)～令和7年5月16日(金)
提出先	福岡市 財政局 財産有効活用部 財産管理課 (電子メール) nyusatsu.FB@city.fukuoka.lg.jp
提出方法	質疑書(様式6)を電子メールで提出してください。電子メールで送信する際のタイトルは「財産区有財産(博多区吉塚一丁目631番13外1筆)貸付公募に関する質疑」と明記してください。また、送信後、電話にて受領の確認を行ってください。

	電話、ファックスによる質疑の受付は行いません。
回 答	回答は、(1) ①の福岡市ホームページにおいて行います。その際、質問者名は公表しないこととします。なお、回答については公募要項の一部を構成するものであり、同等の効力を有するものとなります。

(2) 借受候補者の選定

① 選定方法

借受候補者の選定にあたっては、期間入札方式 によるものとし、応募期間内に応募を受け付け、応募期間終了時において、以下の選定基準に基づき借受候補者を決定します。

また、借受候補者が契約をしない場合には、選定基準に照らし次に優位な応募者を次点者として、借受候補者に繰り上げます。

借受候補者は、財産区と対象物件の使用にあたっての細目を協議の上、賃貸借契約の締結をもって、借受者となります。

② 選定基準

ア 借受希望価格（年額）が最も高いものを借受候補者としてします。

イ 借受希望価格（年額）が同価となる応募者が2者以上であるときは、くじにより決定します。

この場合、くじを実施する旨及び対象応募者名・借受希望価格並びにくじの実施日を明記のうえ、当該応募者全員に通知を行い、くじ実施後、借受候補者の決定を通知します。

③ 失格要件

借受候補者は、次の要件に該当すると認められる場合は失格とします。

ア 借受候補者が、本公募要項の定める参加資格要件を満たしていない場合

イ 応募書類の内容が、本公募要項の示す要件を満たしていない場合

ウ 応募書類等に虚偽の記載があることが判明した場合

④ 借受候補者の決定及び公募結果の通知、公表

借受候補者は、令和7年6月中旬、文書にて通知する予定です。公募結果は応募者全員に通知するほか、福岡市役所のホームページにおいて、借受候補者の名称（個人である場合は個人である旨）、借受希望価格を公表することとしますが、内容に関する問い合わせには応じられません。

⑤ 借受候補者の決定の取消し

次の場合には、借受候補者としての決定を取り消します。

ア 著しく社会的信用を損なう等により、借受候補者として相応しくないと財産区が判断した場合

イ 借受候補者が本公募要項の定める応募者の資格要件に適合しなくなった場合

ウ 借受候補者が本件契約を締結しない場合

7 契約締結等

(1) 契約の締結

① 賃貸借契約の締結

ア 財産区と借受候補者との間で、対象物件の一時使用や賃貸借契約の締結にあたっての細目を協議します。なお、借受者の応募書類の内容を反映させる目的で、契約締結にあたり関係書類の補正等を行う場合があります。

イ 賃貸借契約の契約書の参考例は、別紙のとおりです。

ウ 契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、借受者の負担とします。

エ 契約は、借受候補者の決定の日から3か月以内に締結するものとします。

※令和7年6月下旬の締結を予定しています。

② 契約保証金

ア 借受者は、本件契約締結後、財産区が指定する日までに、契約保証金を納付しなければなりません。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、借受者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

ウ 借受者が本公募要項「5 応募（契約）の主な条件等」における「(14) 契約の解除①」のアからカまで及び「(15) 暴力団等の関与に対する財産区の解除権」により契約を解除したとき又は本件契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は財産区に帰属することになります。

(2) 代金の納付

① 納付期限

ア 貸付料の納付は、財産区が発行する納入通知書により指定する期限までに納付していただきます。

イ 納付期限は1年を4期に分け、以下のとおりとします。

1 期分 5 月 15 日

2 期分 8 月 15 日

3 期分 11 月 15 日

4 期分 2 月 15 日

ウ 貸付初年度など、1年に満たない貸付期間等が発生した場合、当該貸付期間を、4期を限度に区分し、各期の半ばである日を納付期限とします。

エ 納付期限が、民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日を納付期限とします。

② 遅延利息

前項の納付期日までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、未納額が2,000円以上であるときは当該金額（1,000円未満切り捨て）に年14.6パーセントの割合を乗じて得た額（100円未満の端数切り捨て）に相当する遅延利息を徴収します。

③ 貸付料の調整

貸付初年度など、1年に満たない貸付期間等が発生した場合、1年に満たないものは月割り、1月に満たないものは日割り（1年を365日として行う。）により調整します。

(3) 貸付物件の引渡しと返還

本公募要項「5 応募（契約）の主な条件等」における「(7) 貸付物件の引渡し」及び「(16) 貸付物件の返還」をご参照下さい。

8 留意事項等

(1) 申込の取り消し

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を応募期間の最終日までに応募書類の提出先まで提出してください。

(2) その他

- ① 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- ② 本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市公有財産規則、福岡市契約事務規則、財産区有財産の管理及び処分に関する条例、その他関係法令等の定めるところによります。
- ③ 貸付物件に、屋外広告物を設置する場合には、福岡市屋外広告物条例を遵守する必要があります。特に、屋外広告物法第2条第1項に定める屋外広告物を設置する場合には、近隣住民の方などに、設置の事前説明を行って下さい。
また、貸付物件に設置する看板等の表示が福岡市屋外広告物条例で定める規制の対象に該当する可能性がある場合には、事前に福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室と協議を行う必要があります。
- ④ 現地説明会は実施しませんので、公募に参加される方は必ず現地を確認し、物件調書各項目及び対象物件の使用目的において関係する各法律等により定められた使用制限・条件・手続き等の詳細につきまして、それぞれの関係部署で事前に確認して下さい。
- ⑤ 本公募において契約に至らなかった場合は、先着順受付にて貸付を行う場合があります。

(3) 問い合わせ先

- ① 本公募制度、対象物件の問い合わせ先は、次のとおりです。
(住所) 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 (10階)
(所属) 福岡市 財政局 財産有効活用部 財産管理課
(電話番号) 092-711-4176 (FAX) 092-711-4833
(電子メール) zaisankanri.FB@city.fukuoka.lg.jp
- ② 屋外広告物に関する問い合わせ先は、次のとおりです。
(住所) 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 (4階)
(所属) 福岡市 住宅都市局 地域まちづくり推進部 都市景観室
(電話番号) 092-711-4395 (FAX) 092-733-5590
(電子メール) toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp